

資料編 会議開催実績等

1. 各委員会の運営要領

1. 各委員会の運営要領

1 本部会議

地震調査研究推進本部会議運営要領

平成27年8月28日 改正
平成16年8月30日 改正
平成15年2月20日 改正
平成13年1月30日 改正
平成7年7月18日
地震調査研究推進本部

(招集)

第1条 地震調査研究推進本部長（以下「本部長」という。）は、地震防災対策特別措置法第7条に規定する地震調査研究推進本部（以下「本部」という。）の事務の遂行に必要と認めるときは、本部長及び地震調査研究推進本部員から構成される地震調査研究推進本部会議（以下「本部会議」という。）を招集することができる。

(常時出席者)

第2条 本部会議の開催にあたっては、次の者に常時出席を求めるものとする。

気象庁長官
国土交通省国土地理院長

(意見の聴取等)

第3条 本部長は、本部会議に専門家を招へいし、意見を聴取することができる。

2 政策委員会及び地震調査委員会の委員長は、本部会議に出席し、意見を述べることができる。

(関係省庁連絡会議)

第4条 本部の事務に関し、関係行政機関相互の連絡を行うため、別記1に掲げる構成員からなる地震調査研究推進本部関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。

2 連絡会議は、議長が主催するものとし、議長には文部科学省大臣官房審議官（研究開発局担当）をあてる。

3 連絡会議が必要と認める場合、別記2に掲げる者及び別記3に掲げる機関の担当課長等を連絡会議に出席させることができる。

4 前3項に規定するもののほか、連絡会議の運営に必要な事項は、連絡会議で定める。

別記1 地震調査研究推進本部関係省庁連絡会議構成員

議長 文部科学省大臣官房審議官（研究開発局担当）
内閣官房内閣参事官（危機管理担当）
内閣府政策統括官付参事官（調査・企画担当）
総務省情報通信国際戦略局技術政策課長
消防庁国民保護・防災部防災課長
文部科学省研究開発局地震・防災研究課長
経済産業省産業技術環境局基準認証政策課長
国土交通省総合政策局技術政策課長
// 水管理・国土保全局防災課長
// 国土地理院企画部長
気象庁総務部企画課長
海上保安庁海洋情報部技術・国際課長

別記2

国土交通省国土地理院地理地殻活動研究センター長
// // 測地観測センター長
気象庁地震火山部管理課長
// // 地震予知情報課長

別記3

国立研究開発法人情報通信研究機構
国立研究開発法人防災科学技術研究所
国立研究開発法人海洋研究開発機構
国立研究開発法人産業技術総合研究所

2 政策委員会

政策委員会運営要領

平成13年1月23日改正
平成7年8月9日
地震調査研究推進本部
政策委員会

(開催及び招集)

第1条 地震調査研究推進本部政策委員会（以下「委員会」という。）は、必要に応じ開催し、政策委員会委員長（以下「委員長」という。）が招集する。

(常時出席者)

第2条 委員会の開催にあたっては、次の者に常時出席を求めるものとする。

気象庁長官
国土地理院長

(意見の聴取)

第3条 委員長は、委員会に専門家を招へいし、意見を聴取することができる。

(部会)

第4条 委員会に、必要に応じ専門の事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。

- 3 部会に部会長を置き、委員長の指名する委員又は専門委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は専門委員がその職務を代理する。

3 新総合基本施策レビューに関する小委員会

新総合基本施策レビューに関する小委員会の設置について

平成29年3月13日
地震調査研究推進本部
政策委員会

地震調査研究推進本部は、「地震調査研究の推進－地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策－」（平成11年4月23日）における評価、施策の策定以後の環境変化、地震調査研究の進展状況を踏まえ、平成21年4月21日に「新たな地震調査研究の推進について－地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策－」（以下、「新総合基本施策」という。）を策定したが、東日本大震災において地震調査研究に関する多くの課題等があったことから、平成24年9月6日に改訂した。

新総合基本施策は、今後10年程度にわたる地震調査研究推進の基本となるものであり、その中では、当面推進すべき地震調査研究の内容も示されている。

当初の新総合基本施策が策定されて7年が経過するが、これまでの地震調査研究の動向、更には、社会の変化等を踏まえつつ、現在の施策の進捗状況を改めて確認し、その成果についてレビューを行うことで、今後の総合基本施策の推進に役立てるとともに、その結果を次期

総合基本施策の策定にも生かすことが重要である。

このため、政策委員会のもとに総合的かつ基本的な施策のレビューに関する小委員会（以下、「小委員会」という。）を設置する。

1. 審議事項

- (1) 新総合基本施策のレビューについて
- (2) 第3期総合基本施策（仮称）に反映すべき事項の検討について
- (3) その他

2. 構成員等

- (1) 小委員会を構成する委員及び専門委員については、政策委員長が別途定める。
- (2) 小委員会に主査を置き、同会構成員の中から政策委員会委員長が指名する。
- (3) 主査は、小委員会に本委員会に属さない委員及び専門委員、その他専門家を招へいし、意見を聴取することができる。

4 新たな科学技術を活用した地震調査研究に関する専門委員会

新たな科学技術を活用した地震調査研究に関する専門委員会の設置について

令和2年3月9日
地震調査研究推進本部
政策委員会

ビッグデータの活用を始めとした情報科学分野などにおける新たな科学技術の知見を積極的に取り込んでいくことにより、多様なデータの活用主体の期待を踏まえた地震の調査研究を推進していくため、政策委員会のもとに「新たな科学技術を活用した地震調査研究に関する専門委員会」（以下、「専門委員会」という。）を設置する。

1. 審議事項

- (1) 今後推進すべき新たな科学技術を活用した地震調査研究について
- (2) その他

2. 構成員等

- (1) 専門委員会を構成する委員及び専門委員については、政策委員長が別途定める。
- (2) 専門委員会に主査を置き、同会構成員の中から政策委員会委員長が指名する。
- (3) 主査は、専門委員会に本会に属さない委員及び専門委員、その他専門家を招へいし、意見を聴取することができる。

1. 各委員会の運営要領

5 第3期総合的かつ基本的な施策に関する専門委員会

第3期総合的かつ基本的な施策に関する専門委員会の設置について

平成29年8月18日
地震調査研究推進本部
政策委員会

地震調査研究推進本部は、平成21年4月21日に「新たな地震調査研究の推進について－地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策－」（以下、「新総合基本施策」という。）を策定したが、東日本大震災において地震調査研究に関する多くの課題等があったことから、平成24年9月6日に改訂しており、関係行政機関等は本施策の下で地震調査研究を推進している。

新総合基本施策は、平成21年度からの10年程度にわたる地震調査研究推進の基本であるとともに、地震調査研究推進本部の活動の指針等として策定されたものであるが、当初の新総合基本施策が策定されて間もなく10年を迎えることから、「新総合基本施策レビューに関する小委員会」で取りまとめる予定である本施策のレビューを踏まえつつ、今後10年程度を見越した次期の総合基本施策を策定する必要がある。

このため、政策委員会のもとに第3期総合的かつ基本

的な施策に関する専門委員会（仮称）（以下、「専門委員会」という。）を設置する。

1. 審議事項

- (1) 地震調査研究推進本部と次期総合基本施策の位置づけについて
- (2) 次期総合基本施策に盛り込むべき基本目標について
- (3) 今後推進すべき地震調査研究について
- (4) その他

2. 構成員等

- (1) 専門委員会を構成する委員及び専門委員については、政策委員長が別途定める。
- (2) 専門委員会に主査を置き、同会構成員の中から政策委員会委員長が指名する。
- (3) 主査は、専門委員会に本会に属さない委員及び専門委員、その他専門家を招へいし、意見を聴取することができる。

6 総合部会

総合部会の設置について

平成21年2月25日
地震調査研究推進本部
政策委員会

地震調査研究の成果を着実に国民や地方公共団体等の防災・減災対策等に繋げていくためには、国民や地方公共団体等の防災減災対策等のニーズを正確に把握した上で地震調査研究を推進するとともに、地震調査研究の目標や成果を分かり易く国民に示し、地震に関する正しい理解を得られるようにすることが必要である。

これらの方策を検討するとともに、その結果を踏まえ、関係行政機関の地震に関する調査研究予算等の事務の調整を行うため、政策委員会に総合部会を設置する。

1. 検討事項

- (1) 国民や地方公共団体等のニーズを踏まえた地震調査研究の推進方策に関する事
- (2) 地震調査研究の成果の効果的な普及方策に関する事
- (3) 地震活動の総合的な評価に基づく広報に関する事
- (4) 関係行政機関の地震調査研究予算に関する調査

及び調整方針に関する事

- (5) その他必要な事項

2. 部会の構成員等

- (1) 部会を構成する委員及び専門委員については、政策委員会委員長が別途定める。この場合、構成員には、地震調査委員会の委員を含めるものとする。
- (2) 部会長は、部会の構成員の中から政策委員会委員長が指名する。
- (3) 部会長は、部会に専門家を招聘し、意見を聴取することができる。

3. 政策委員会と地震調査委員会との協力

政策委員会及び地震調査委員会における意見が部会の審議に反映されるよう、部会は、政策委員会及び地震調査委員会に適宜審議結果を報告するとともに、意見を聴くものとする。

7 工学及び社会科学分野との連携による成果の社会還元促進検討ワーキンググループ

工学及び社会科学分野との連携による成果の社会還元促進検討ワーキンググループの設置について

平成29年7月7日
地震調査研究推進本部
政策委員会
総合部会

「新たな地震調査研究の推進について－地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策－」では、今後推進すべき地震調査研究として、防災・減災に向けた工学及び社会科学分野との連携強化が柱の一つに位置づけられている。

今般、地震調査研究推進本部の様々な成果が工学や社会科学などの研究分野で一層活用され、社会への還元を促進するため、土木学会をはじめとする関係者と具体的な連携方を議論することを目的として、他分野との連携による成果の社会還元促進検討ワーキンググループ（以下、「本WG」という。）を設置する。

1. 審議事項

- (1) 土木学会との連携のあり方について
- (2) その他

2. 構成員等

- (1) 本WGを構成する委員及び専門委員については、部会長が別途定める。
- (2) 本WGに主査を置き、本WGの構成員の中から部会長が指名する。
- (3) 主査は、本WGに属さない委員及び専門委員、その他専門家を招へいし、意見を聴取することができる。

8 予算調整部会

予算調整部会の設置について

令和2年3月9日
地震調査研究推進本部
政策委員会

地震調査研究推進本部における地震調査研究予算の事務の調整の円滑な実施に資するため、以下のとおり、政策委員会に予算調整部会を設置する。

1. 検討事項

- (1) 関係行政機関の地震調査研究予算に関する調査に関する事
- (2) 関係行政機関の地震調査研究予算に関する調査及び調整方針に関する事

- (3) その他地震調査研究予算の事務の調整の円滑な実施のために必要な事項

2. 部会の構成員等

- (1) 部会を構成する委員及び専門委員については、政策委員会委員長が別途定める。
- (2) 部会長は、部会の構成員の中から政策委員会委員長が指名する。
- (3) 部会長は、部会に専門家を招へいし、意見を聴取することができる。

9 広報検討部会

広報検討部会の設置について

令和2年3月9日
地震調査研究推進本部
政策委員会

地震調査研究の成果を着実に防災関係の政府機関、地方公共団体、民間企業等の防災・減災対策に繋げていくためには、これら各関係者とのコミュニケーションをより緊密に行い、地震調査研究推進本部への期待やニーズを踏まえた上で地震調査研究を推進することが必要である。

これらの方策を検討するため、政策委員会に広報検討部会を設置する。

1. 検討事項

- (1) 地震活動の総合的な評価に基づく広報に関する事
- (2) 地震調査研究の成果の効果的な普及方策に関する事
- (3) その他必要な事項

2. 部会の構成員等

- (1) 部会を構成する委員及び専門委員については、政策委員会委員長が別途定める。

1. 各委員会の運営要領

- この場合、構成員には、地震調査委員会の委員を含めるものとする。
- (2) 部会長は、部会の構成員の中から政策委員会委員長が指名する。
 - (3) 部会長は、部会に専門家を招へいし、意見を聴取することができる。

3. 政策委員会と地震調査委員会との協力

政策委員会及び地震調査委員会における意見が部会の審議に反映されるよう、部会は、政策委員会及び地震調査委員会に適宜審議結果を報告するとともに、意見を聴くものとする。

10 調査観測計画部会

調査観測計画部会の設置について

平成7年8月28日
政策委員会

今後の地震調査研究の推進方策について検討を行い、調査観測計画を策定するため、調査観測計画部会を設置し、以下の事項につき調査審議を行う。計画部会は、必要に応じ政策委員会に審議結果を報告するものとする。

1. 審議事項

- (1) 地震活動及び地殻変動等の観測施設の整備に関

すること。

- (2) 活断層等の調査に関すること。
- (3) その他地震の調査研究の推進に関すること。

2. 部会の構成員

部会を構成する委員及び専門委員については委員長が別途定める。

11 海域観測に関する検討ワーキンググループ

海域観測に関する検討ワーキンググループの設置について

平成28年9月23日
地震調査研究推進本部
政策委員会
調査観測計画部会

地震調査研究推進本部政策委員会調査観測計画部会（以下、「本部会」という。）では、平成28年2月から今後の海域観測について議論を行い、「地震調査研究における今後の海域観測の方針について」（以下、本方針という）として、現状の調査観測の課題や今後の海域観測のあり方等について整理した上で、優先的に調査観測を行うべき海域、調査観測項目等について取りまとめを行う。

本方針で明記される予定である海域観測に関する検討事項の一つとして、今後の大規模な次期ケーブル式海底地震・津波観測システムの整備にあたって、研究者や技術者による検討体制を構築し、整備・運用コストの低減を図りつつ、長期間の安定性・信頼性を確保するとともに拡張性や発展性にも配慮したシステムの検討が挙げられている。このことから、本部会のもとに海域観測に関

する検討ワーキンググループ（以下、「本WG」という。）を設置する。

1. 審議事項

- (1) 次期ケーブル式海底地震・津波観測システムのあり方について
- (2) その他

2. 構成員等

- (1) 本WGを構成する委員及び専門委員については、部会長が別途定める。
- (2) 本WGに主査を置き、本WGの構成員の中から部会長が指名する。
- (3) 主査は、本WGに属さない委員及び専門委員、その他専門家を招へいし、意見を聴取することができる。

12 内陸で発生する地震の調査観測に関する検討ワーキンググループ

内陸で発生する地震の調査観測に関する検討ワーキンググループの設置について

令和5年7月4日
地震調査研究推進本部
政策委員会
調査観測計画部会

地震調査研究の推進について－地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な

施策（第3期）令和元年5月地震調査研究推進本部決定）において、陸域を中心とした地震調査研究の基本目標の

ひとつとしている、内陸で発生する地震の長期予測手法の高度化について、今後の調査観測のあり方等の検討を進める必要がある。

このことから、地震調査研究推進本部政策委員会調査観測計画部会のもとに内陸で発生する地震の調査観測に関する検討ワーキンググループ（以下「本WG」という。）を設置する。

1. 審議事項

- (1) 内陸で発生する地震の長期予測手法の高度化のあり方等について

- (2) その他

2. 構成員等

- (1) 本WGを構成する委員及び専門委員については、部会長が別途定める。
- (2) 本WGに主査を置き、本WGの構成員の中から部会長が指名する。
- (3) 主査は、本WGに属さない委員及び専門委員、その他専門家を招へいし、意見を聴取することができる。

13 地震調査委員会

地震調査委員会運営要領

平成7年8月29日
地震調査研究推進本部
地震調査委員会

(開催及び招集)

第1条 地震調査研究推進本部地震調査委員会(以下「委員会」という。)は、定例的に開催するものとするほか、必要に応じて臨時に開催するものとする。

- 2 委員会は、地震調査委員会委員長(以下「委員長」という。)が招集する。

(意見の聴取)

第2条 委員長は、委員会に専門家を招へいし、意見を聴取することができる。

(部会)

第3条 委員会に、必要に応じ専門の事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長の指名する委員又は専門委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は専門委員がその職務を代理する。

14 地震活動の予測的な評価手法検討小委員会

地震活動の予測的な評価手法検討小委員会の設置について

平成21年8月10日
地震調査研究推進本部
地震調査委員会

1. 設置趣旨

地震調査委員会における現状評価の高度化に資することを目的とし、過去の地震活動から特徴の抽出・整理を進めるとともに、地震活動の推移・見通しについての評価手法を検討するために、本委員会の下に地震活動の予測的な評価手法検討小委員会を設置する。

2. 審議事項

- (1) 地震活動の特徴の抽出
- (2) 抽出結果の整理・評価に基づく地震活動の予測

的な評価手法の検討

- (3) その他

3. 構成員等

- (1) 小委員会を構成する委員及び専門委員については、地震調査委員会委員長が別途定める。
- (2) 委員長は、小委員会の構成員の中から主査を指名する。
- (3) 主査は、小委員会に専門家を招へいし、意見を聴取することができる。

1. 各委員会の運営要領

15 高感度地震観測データの処理方法の改善に関する小委員会

高感度地震観測データの処理方法の改善に関する小委員会の設置について

平成25年6月11日
地震調査研究推進本部
地震調査委員会

1. 設置趣旨

高感度地震観測データの一元化処理を円滑に進め、地震活動評価や地震調査研究の推進に資することを目的とし、高感度地震観測データの処理・解析結果の品質および処理・解析方法の改善・高度化等について検討するため、本委員会の下に、高感度地震観測データの処理方法の改善に関する小委員会（以下、小委員会）を設置する。

2. 小委員会における審議事項

- (1) 高感度地震観測データの処理・解析結果に求められる品質に関すること

- (2) 高感度地震観測データの処理・解析方法の改善・高度化に関すること
- (3) その他必要な事項

3. 小委員会の構成員等

- (1) 小委員会を構成する委員及び専門委員については、委員長が別途定める。
- (2) 委員長は、小委員会の構成員の中から主査を指名する。
- (3) 主査は、小委員会に専門家を招へいし、意見を聴取することができる。

16 長期評価部会

長期評価部会の設置について

平成7年12月13日
地震調査委員会

1. 部会の設置趣旨

長期的な観点から、地域ごとの地震活動に関する特徴を明らかにするとともに、地震発生の可能性の評価を行うため、本委員会の下に長期評価部会を設置する。

2. 部会における審議事項

- (1) 地殻変動、活断層、過去の地震等の資料に基づく地震活動の特徴の把握
- (2) 長期的な観点からの地震発生可能性の評価手法の検討と評価の実施
- (3) その他必要な事項

3. 部会の構成員等

- (1) 部会を構成する委員及び専門委員については、委員長が別途定める。

- (2) 部長は、部会の構成員の中から委員長が指名する。
- (3) 部長は、部会に専門家を招へいし、意見を聴取することができる。

4. 分科会

- (1) 長期評価部会に、必要に応じ分科会を設けることができる。
- (2) 分科会を構成する委員及び専門委員については、部長が別途定める。
- (3) 分科会に主査を置き、分科会の構成員の中から部長が指名する。
- (4) 主査は、分科会に専門家を招へいし、意見を聴取することができる。

17 活断層分科会

活断層分科会の設置について

平成22年2月24日
地震調査委員会
長期評価部会

1. 設置趣旨

長期評価部会の審議に資するため、本部会の下に、活断層評価に関する審議を行う活断層分科会を設置する。

2. 分科会における審議事項

- (1) 活断層に関する調査結果の検討
- (2) 今後の活断層評価の手法についての検討
- (3) 活断層調査の効率的な推進のための検討
- (4) その他必要な事項

3. 分科会の構成員等

- (1) 分科会を構成する委員及び専門委員については、部長が別途定める。
- (2) 分科会に主査を置き、分科会の構成員の中から部長が指名する。
- (3) 主査は、分科会に専門家を招へいし、意見を聴取することができる。

18 海溝型分科会（第二期）**海溝型分科会（第二期）の設置について**

平成23年6月1日
地震調査研究推進本部
地震調査委員会
長期評価部会

1. 分科会の設置趣旨

長期評価部会の審議に資するため、本部会の下に、海溝型地震に関する審議を行う海溝型分科会（第二期）を設置する。

2. 分科会における審議事項

- (1) 海溝型地震の長期評価手法
- (2) 海溝型地震の長期評価
- (3) その他必要な事項

3. 分科会の構成員等

- (1) 分科会を構成する委員及び専門委員については、部会長が別途定める。
- (2) 分科会に主査を置き、分科会の構成員の中から部会長が指名する。
- (3) 主査は、分科会に専門家を招へいし、意見を聴取することができる。

19 海域活断層評価手法等検討分科会**海域活断層評価手法等検討分科会の設置について**

平成29年4月26日
地震調査委員会
長期評価部会

1. 設置趣旨

長期評価部会の審議に資するため、本部会の下に、海域活断層評価に関する手法等の審議を行う海域活断層評価手法等検討分科会を設置する。

2. 分科会における審議事項

- (1) 海域活断層評価の手法についての検討
- (2) 評価対象とする海域活断層についての検討
- (3) 海域活断層に関する調査結果の検討
- (4) 海域活断層評価についての検討

- (5) 海域活断層調査の効率的な推進のための検討
- (6) その他必要な事項

3. 分科会の構成員等

- (1) 分科会を構成する委員及び専門委員については、部会長が別途定める。
- (2) 分科会に主査を置き、分科会の構成員の中から部会長が指名する。
- (3) 主査は、分科会に専門家を招へいし、意見を聴取することができる。

20 長期確率評価手法検討分科会（第二期）**長期確率評価手法検討分科会（第二期）の設置について**

令和6年7月30日
地震調査研究推進本部
地震調査委員会
長期評価部会

1. 分科会の設置趣旨

長期評価部会の審議に資するために、本部会の下に、長期確率評価手法に関する審議を行う長期確率評価手法検討分科会（第二期）を設置する。

2. 分科会における審議事項

- (1) 海溝型地震と内陸で発生する地震の長期的な地震発生可能性を確率で評価する手法
- (2) その他必要な事項

3. 分科会の構成員等

- (1) 分科会を構成する委員及び専門委員については、部会長が別途定める。
- (2) 分科会に主査を置き、分科会の構成員の中から部会長が指名する。
- (3) 主査は、分科会に専門家を招へいし、意見を聴取することができる。

1. 各委員会の運営要領

21 強震動評価部会

強震動評価部会の設置について

平成11年8月25日
地震調査委員会

1. 部会の設置趣旨

強震動予測手法を検討するとともに、それを用いた強震動の評価を行うため、地震調査委員会運営要領（平成7年8月29日地震調査委員会決定。以下「運営要領」という。）に基づき、本委員会の下に強震動評価部会を設置する。

2. 審議事項

- (1) 強震動予測手法の検討に関する事。
- (2) 地盤構造データの総合評価に関する事。
- (3) 強震動の予測の実施に関する事。
- (4) その他必要な事項。

3. 部会の構成員等

- (1) 部会を構成する委員及び専門委員については、運営要領第3条第2号に基づき、委員長が別途指名

する。

- (2) 運営要領第3条第3号に基づき、部会に部会長を置き、部会の構成員の中から委員長が指名する。
- (3) 部会長は、部会に専門家を招へいし、意見を聴取することができる。

4. 分科会

- (1) 強震動評価部会に、必要に応じ分科会を設けることができる。
- (2) 分科会を構成する委員及び専門委員については、部会長が別途定める。
- (3) 分科会に主査を置き、分科会の構成員の中から部会長が指名する。
- (4) 主査は、分科会に専門家を招へいし、意見を聴取することができる。

22 強震動予測手法検討分科会

強震動予測手法検討分科会の設置について

平成11年11月16日
地震調査委員会
強震動評価部会

1. 分科会設置の趣旨

強震動評価部会の審議に資するため、本部会の下に、強震動予測手法に関する審議を行う強震動予測手法検討分科会を設置する。

2. 分科会における審議事項

- (1) 強震動予測手法の構成要素（震源モデル、伝達関数等）及び総合特性
- (2) その他必要な事項

3. 分科会の構成員等

分科会を構成する委員及び専門委員については、部会長が別途定める。

- (1) 分科会に主査を置き、分科会の構成員の中から部会長が指名する。
- (2) 主査は、分科会に専門家を招聘し、意見を聴取することができる。

23 地下構造モデル検討分科会

地下構造モデル検討分科会の設置について

平成17年1月27日
地震調査委員会
強震動評価部会

1. 分科会設置の趣旨

強震動予測に適した地下構造の標準モデル全国版の作成に関して、強震動評価部会の審議に資するため、本部会の下に、地下構造モデルに関する審議を行う地下構造モデル検討分科会を設置する。

2. 分科会における審議事項

- (1) 強震動予測に適した3次元地下構造モデルの作成手法の検討
- (2) 既存の地下構造モデルの評価、改良、標準化
- (3) 浅い地盤構造に対する地下構造モデル作成手法の提案

- (4) 地下構造データの収集、および地下構造データや作成した3次元地下構造モデルのデータベース化
- (5) 地下構造調査の効率的な推進のための検討
- (6) その他必要な事項

3. 分科会の構成員等

- (1) 分科会を構成する委員及び専門委員については、部会長が別途定める。
- (2) 分科会に主査を置き、分科会の構成員の中から部会長が指名する。
- (3) 主査は、分科会に専門家を招聘し、意見を聴取することができる。

24 地震動予測地図高度化ワーキンググループ

地震動予測地図高度化ワーキンググループの設置について

平成18年2月21日
地震調査委員会
長期評価部会
強震動評価部会

1. 地震動予測地図高度化ワーキンググループ設置の趣旨

地震動予測地図の高度化に資するため、地震動予測地図作成手法に関する審議を行う地震動予測地図高度化ワーキンググループ（以下、高度化WGという）を設置する。

2. 高度化WGにおける審議事項

- (1) 長期評価部会における成果を地震動予測地図に活かす手法
- (2) 強震動評価部会における成果を地震動予測地図に活かす手法

- (3) その他、地震動予測地図の高度化に関し、他の分科会では扱わない事項等、高度化WGで検討を行うことが適当と考えられる事項

3. 高度化WGの構成員等

- (1) 高度化WGを構成する委員及び専門委員については、両部会長の合議により別途定める。
- (2) 高度化WGには主査を置き、主として、部会・分科会の構成員の中から両部会長が合意の上で指名する。
- (3) 主査は、高度化WGに専門家を招聘し、意見を聴取することができる。

25 津波評価部会

津波評価部会の設置について

平成25年2月8日
地震調査研究推進本部
地震調査委員会

1. 部会の設置趣旨

地震により発生する津波の予測手法を検討するとともに、それをを用いた津波の評価を行うため、本委員会の下に、津波評価部会を設置する。

2. 部会における審議事項

- (1) 津波の予測手法に関すること
- (2) 津波の予測の実施に関すること
- (3) その他必要な事項

3. 部会の構成員等

- (1) 部会を構成する委員及び専門委員については、委員長が別途定める。
- (2) 部会に部会長を置き、部会の構成員の中から委員長が指名する。
- (3) 部会長は、部会に専門家を招へいし、意見を聴取することができる。